

# 宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）において実施する研修を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修 この要綱に基づき、センターの職員が試験研究を行うことによって得られた知識をもって、研修生に対して一定の期間実験指導を行うことをいう。
- (2) 研修生 研修を受けようとして派遣される次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 県内中小企業の職員
  - イ 公共団体の職員
  - ウ 大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生
  - エ センターの所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた者

## (申請)

第3条 研修生を派遣しようとする企業、公共団体及び大学等の長（以下「申請者」という。）は、派遣しようとする日の20日前までに、研修生派遣申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に研修計画書を添えて、所長に提出しなければならない。

## (承認)

第4条 所長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、これを承認し、研修生受入承認書（別記様式第2号）により通知するものとする。  
2 所長は、受け入れる研修生の審査要領を別に定める。

## (研修期間)

第5条 研修期間は、原則として5日以上とし、その期間は会計年度内とする。

## (研修生指導者)

第6条 所長は、研修生の受入れを承認するときは、配属部及び研修生指導者を定めなければならない。  
2 研修生指導者は、研修生の研修を指導するとともにその服務について監督しなければならない。

## (研修生の服務)

第7条 研修生は、研修中においては、次の各号に定める事項を守らなければならない。  
(1) 研修生は、センター内においては、所定のネームプレートを常に着用しなければならない。  
(2) 研修生の研修時間はセンターの職員の勤務時間内とし、服務等はセンターの職員に準ずるものとする。  
(3) 研修生は、常に研修生指導者の指示に従わなければならない。  
(4) 研修生は、センターの設備を使用するときは、善良な注意をもって適切に使用しなければならない。

(5) 研修生は、研修により得られた知識以外の情報を他人に知らせ、又は利用してはならない。

#### (申請者の責務)

**第8条** 申請者は、研修生が研修のため必要とする作業衣及び消耗品等のすべてを用意しなければならない。

2 申請者は、研修生がセンターの設備又は施設を、損傷又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

#### (事故による責任)

**第9条** センターは、研修生が不慮の事故により身体に受けた損傷等については、一切その責めを負わない。

#### (期間の延長)

**第10条** 所長は、第5条に規定する期間を超えない範囲内において研修生の研修期間を承認することができる。

2 申請者は、研修生の研修期間を延長する必要があるときは、研修期間が終了する7日前までに、研修期間延長申請書(別記様式第3号)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

3 所長は、前項に規定する研修期間延長申請書を受理し、承認したときは、研修期間延長承認書(別記様式第4号)により通知するものとする。

#### (承認の取消し)

**第11条** 所長は、研修生としてその研修を継続することが困難と認めるとき、又はセンターの業務に著しい支障を生じたときは、期間中であっても承認を取消することができる。

#### (研修生派遣の中止)

**第12条** 申請者は、研修期間中においてやむを得ない理由により研修生の派遣を中止しようとするときは、研修生派遣中止届出書(別記様式第5号)を所長に提出しなければならない。

#### (研修の報告)

**第13条** 研修生は、研修が終了したときは、研修結果報告書(別記様式第6号)に研修の成果や記録を記載した書類を添えて所長に提出しなければならない。

#### (費用)

**第14条** 研修生は、承認された研修の目的を達成するためにセンターの設備を使用するときは、無償で使用することができる。

#### (適用除外)

**第15条** この要綱は、別に定められた研修計画及び研修実施要領等に基づいて行われている研修には適用しない。

#### 附 則

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

2 宮崎県工業試験場等研修生取扱要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱の施行の日において、現に研修を受けている研修生については、旧要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 研修生派遣申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿  
(宮崎県食品開発センター所長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

研修生を派遣したいので、宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱第3条の規定により、研修計画書を添えて申請します。

- 1 派遣する者の所属職氏名
- 2 研修の目的
- 3 研修内容
- 4 研修を希望する期間
- 5 研修に関する事務担当者の所属職氏名
- 6 その他参考事項

## 研 修 生 受 入 承 認 書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった研修生の派遣については、宮崎県工業技術センター  
一等研修生取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり受入れを承認します。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長  
(宮崎県食品開発センター所長)

1 研修生氏名

2 研修の目的

3 研修期間

4 配属部及び研修生指導者

5 その他連絡事項

様式第3号（第10条関係）

## 研修期間延長申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿  
(宮崎県食品開発センター所長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

研修生の研修期間を延長したいので、宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 研修生氏名
- 2 研修の目的
- 3 承認番号及び研修期間
- 4 延長する期間及びその理由
- 5 配属部及び研修生指導者

## 研 修 期 間 延 長 承 認 書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった研修生の研修期間の延長については、宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱第10条第3項の規定により、次のとおり承認します。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長  
(宮崎県食品開発センター所長)

1 承認番号及び研修期間

2 延長期間

3 その他連絡事項

様式第5号（第12条関係）

## 研修生派遣中止届出書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿  
(宮崎県食品開発センター所長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

研修生の派遣を中止したいので、宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 研修生氏名
- 2 研修の目的
- 3 承認番号及び研修期間
- 4 中止する年月日及びその理由
- 5 配属部及び研修生指導者

様式第6号（第13条関係）

## 研 修 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿  
(宮崎県食品開発センター所長)

研 修 生  
氏 名

研修を終了したので、宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 研修の目的

2 承認番号及び研修期間

3 配属部及び研修生指導者

4 研修の結果